

平成 23 年度公共用水域水質測定結果について

1 調査の概要

公共用水域の水質環境基準の維持達成状況を把握するため、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項による「水質測定計画」に基づき、県内 229 地点（73 河川 16 湖沼）で水質を調査しました。

2 調査内容

(1) 測定機関別調査地点数

| 実施主体 | 河川調査 | 湖沼調査 | 合計 |
|-------|---------|--------|---------|
| 群馬県 | 32(19) | 1(1) | 33(20) |
| 国土交通省 | 14(9) | 4(4) | 18(13) |
| 市町村 | 162(12) | 11(3) | 173(15) |
| 水資源機構 | 1(0) | 4(4) | 5(4) |
| 合計 | 209(40) | 20(12) | 229(52) |

注) ()内は環境基準点数で内数。 「水資源機構」：独立行政法人水資源機構

(2) 測定物質又は項目

① 人の健康の保護に関する項目（27 項目）

カリウム、全窒素、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、ホバニカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

② 生活環境の保全に関する項目（9 項目）

pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛

3 調査結果

(1) 水質環境基準の達成状況

① 人の健康の保護に関する項目

測定をおこなった全 153 地点で環境基準を達成しました。

② 生活環境の保全に関する項目（BOD・COD）

| 項目 | 調査区分 | 75%値でみた水質環境基準達成率 |
|-----|------|------------------------|
| BOD | 河川 | 40 地点中 31 地点達成 (77.5%) |
| COD | 湖沼 | 12 地点中 6 地点達成 (50.0%) |

注) 水質環境基準の達成の評価は、環境基準点 (52 地点) が対象。詳細は別添参照。

(2) 過去10年間における水質環境基準達成率の推移

① 河川（BOD水質環境基準達成率）

| 年度(平成) | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 達成地点/環境基準点 | 29/40 | 29/40 | 29/40 | 28/40 | 29/40 | 28/40 | 35/40 | 31/40 | 31/40 | 31/40 |
| 達成率(%) | 72.5 | 72.5 | 72.5 | 70.0 | 72.5 | 70.0 | 87.5 | 77.5 | 77.5 | 77.5 |

② 湖沼（COD水質環境基準達成率）

| 年度(平成) | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 達成地点/環境基準点 | 1/3 | 6/8 | 5/8 | 10/11 | 9/11 | 8/11 | 8/11 | 9/12 | 8/12 | 6/12 |
| 達成率(%) | 33.3 | 75.0 | 62.5 | 90.9 | 81.8 | 72.7 | 72.7 | 75.0 | 66.7 | 50.0 |

注) 平成15年度から5湖沼を、平成17年度から3湖沼を、平成21年度から1湖沼を湖沼類型に追加して評価しています。

(3) 平成23年度県内河川のBOD75%値でみた水質ベスト5、ワースト5

①水質ベスト5

| 順位 | 河川 | 測定地点 | 地点所在地 | 主な流域市町村 | BOD75%値 [mg/L] | 昨年度 順位 |
|----|-----|------|-------|---------------|-------------------|-----------|
| 1 | 吾妻川 | 新戸橋 | 長野原町 | 嬭恋村・長野原町・東吾妻町 | <0.5 | 1 |
| 1 | 片品川 | 桐の木橋 | 片品村 | 片品村 | <0.5 | 1 |
| 1 | 利根川 | 月夜野橋 | みなかみ町 | みなかみ町・沼田市・昭和村 | <0.5 | 3 |
| 1 | 神流川 | 森戸橋 | 神流町 | 上野村・神流町 | <0.5 | 5 |
| 5 | 利根川 | 広瀬橋 | みなかみ町 | みなかみ町 | 0.5 | 10 |

②水質ワースト5

| 順位 | 河川 | 測定地点 | 地点所在地 | 主な流域市町村 | BOD75%値 [mg/L] | 昨年度 順位 |
|----|------|------|-------|-------------|-------------------|-----------|
| 1 | 鶴生田川 | 岩田橋 | 板倉町 | 館林市・板倉町 | 9.6 | 1 |
| 2 | 谷田川 | 合の川橋 | 板倉町 | 明和町・館林市・板倉町 | 8.5 | 3 |
| 3 | 休泊川 | 泉大橋 | 大泉町 | 太田市・大泉町 | 7.1 | 2 |
| 4 | 荒砥川 | 奥原橋 | 前橋市 | 前橋市・伊勢崎市 | 6.7 | 4 |
| 5 | 早川 | 前島橋 | 太田市 | 伊勢崎市・太田市 | 3.9 | 9 |

4 水質保全のための主な取り組み

- (1) 群馬県污水処理計画に基づき、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備を進めています。
- (2) 生活排水に関する普及啓発を推進しています。
- (3) 水質汚濁防止法、群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、工場・事業場排水の指導を実施しています。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。
- (5) 鶴生田川・城沼の河川浄化対策や桐生川ダム（梅田湖）の水質改善対策を実施しています。

5 参 考

- ・ 水質環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、水環境施策に係る行政上の目標のことです。
- ・ 環境基準点：水質環境基準の類型指定が行われた水域において、水質環境基準の達成状況を把握するための地点です。
- ・ 類 型：河川、湖沼別にそれぞれの利水目的に応じて水域の類型が定められています。
- ・ BOD：生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物（有機物）が水中の微生物によって分解されるときに必要な酸素の量。
- ・ COD：化学的酸素要求量。水中の汚濁物が酸化剤（過マンガン酸カリウム）により酸化される時に必要な酸素の量。
- ・ 年間75%値：BODやCODの水質環境基準達成状況を判定するときに用いる値で、年間の日平均値の全データをその値の小さい物から順に並べ、「 $0.75 \times n$ 」番目（ n は、日平均値のデータ数）の値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値）です。